

## ■研究調査レビュー

島嶼部における環境ガバナンス  
 — 廃家電の収集運搬費用軽減に向けた取り組み —  
 西 啓一郎（鹿児島大学法文学部）

リサイクル分野において島嶼部自治体で試みられている独自の取り組みについて報告したい。

家電リサイクル法が施行されて平成16年4月で3年経過したが、全国的には再商品化率の向上や不法投棄の減少など、定着しつつあるようにも見える。

同法では消費者の責務として、適正な引き渡しとともに、収集・運搬、再商品化などにかかる費用の負担を求めている。

このうち再商品化費用については、品目ごとに全国一律に決められているが、収集・運搬費用については、指定取引場所までの距離などで異なってくる。

多くの離島が存在する鹿児島県では、指定取引場所は鹿児島市等本土にしか設置されていないことから、特に離島からの運搬費用は高額になる。

因みにテレビの収集運搬費用については、鹿児島市が一台あたり500円～1,000円であるのに対して、与論町では4,165円～5,665円、徳之島3町では4,882円とかなり高額になっ

ているのが現状である。

鹿児島県の離島部の市町村長で構成する鹿児島県離島振興協議会などは、政府等に対し要望を行っているほか、鹿児島県町村会の総会においても「家電リサイクル法の実施に伴う助成」が議題とされ、政府等への要望も行われてきている。

そのような中、独自の取り組みによって収集運搬費用の軽減を図ろうとする地域もある。

本稿では、特に奄美大島の名瀬市と屋久島の屋久町で行われている独自の費用軽減策に注目し、現状・課題を考察するとともに、島嶼部全体への適用可能性を展望したい。

奄美大島においては、平成13年4月の法律施行に当たって鹿児島県電機商業組合名瀬支部が運送事業者と契約し、鹿児島市の指定取引場所までコンテナで海上搬送することとしたが、当時の料金は第1表①のとおりであった。

第1表 鹿児島県電機商業組合名瀬支部の消費者負担料金

(単位 円)

区 分	収 集 運 搬 費 用		運搬費用のみ
	14年5月まで①	14年6月から②	14年6月から③
テレビ	4,200	3,150	1,575
冷蔵庫 (250ℓ以上)	8,820	5,775	4,200
冷蔵庫 (250ℓ未満)	5,670	4,200	2,625
洗濯機	5,565	4,200	2,625
エアコン	5,040	4,200	2,625

(注1) 名瀬市環境対策課資料

(注2) 表頭③「運搬費用のみ」は窓口まで製品を持ち込んだ場合の費用

運搬費用が高額になることについては法施行前から問題視されており、消費者は買替の際の負担が大きくなり、また第2表のとおり、名瀬市においては、家電リサイクル法施行の平成13年度以降不法投棄が急増している。

(このため名瀬市では、15年度から監視員を従来の一人から二人体制にして、パトロールを強化しているほか、不法投棄防止に向けた啓発活動を展開している。)

第2表 名瀬市における家電4品目 不法投棄件数

年度	平成11年度	12年度	13年度	14年度
件数	21	16	77	120

(注) 名瀬市環境対策課資料

そのような中、電機商業組合名瀬支部では、地元の家具業者が福岡県などに家具を仕入れに行く際の上り便が空であるのに着目し、家具業者側と交渉した結果、平成14年6月からは上り便のスペースを利用できることになり、840円～3,045円の引き下げになった。これに呼応するように大手の量販小売店においても、平成14年8月からは自店での買替の場合に限り、運搬料金を家具業者経由に合わせる動きも出てきた。

しかし、運搬料金の引き下げが行われても、一番高い冷蔵庫(250リットル以上)で鹿児島市の約4倍、一番安いテレビでも約2倍であるなど、依然として本土との格差は残っている。

このようなことから、名瀬市が中心になり、平成15年6月20日付けで島内の1市3町3村で、国に対して指定引取場所のない離島における家庭用機器の処理方策として、島内の既存処理施設を活用した家電リサイクル法の構造改革特区「奄美大島リサイクル特区」の構想提案を行った。

「奄美大島リサイクル特区」の考え方は次のとおりである。

家電リサイクル法では、廃家電は指定引取場所まで輸送することになっているが、これを、市町村がなるべく島内処理を行い、一部処理できないものについてのみ減容量化を図った上で有価物として本土へ海上輸送する

こととする。

処理は名瀬港の一角に整備する「リサイクル拠点施設」で行う。

法律で定められた再商品化率であるエアコン60%、テレビ55%、冷蔵庫50%、洗濯機50%以上の水準をクリアするために、「リサイクル拠点施設」内に、テレビのブラウン管処理機を新設するとともに、新たに手選別で再利用部品等を回収する工程を設け、この工程は民間事業者へ委託を行い、なるべく有価物の回収に努め、コストの低減とリサイクル率の向上を目指す。残った部品等については、「リサイクル拠点施設」が直接破断処理を行う。

それによって、住民の負担軽減を図ろうとするのが、「奄美大島リサイクル特区」の目的である。

このような名瀬市等の提案に対して、所管の環境省・経済産業省からは、7月28日付けで現行法の廃棄物処理法で定められた「リサイクル率」を達成することができれば、特区の枠組みでなくとも、対応可能であるとの見解が示された。

実質的に特区の考え方に近い国の解釈を引き出したことになり、この地域が特区申請に前向きに取り組んだ成果とも言えよう。

但し、住民から排出される全ての廃家電の再資源化を行うに当たって、市町村の回収のみでなく、小売業者が引き取った廃家電を、

市町村が従来から行っている粗大ゴミ等の処理業務により回収し再資源化を行うことについて、国の見解としては、小売業者は引き取った廃家電4品目を製造業者等に引き渡すことが義務づけられていることから、市町村で処理する廃家電4品目の収集運搬を小売業者に委託することはできない、とのことである。

この件について、名瀬市等は8月1日付けで、内閣府構造改革特区推進室を通じて、関係省庁に再検討を要請したが、経済産業省からの9月12日付けの回答によると「市町村による回収は小売業者による回収が困難な場合に、これを補完するものとして例外的に位置づけられている。従って、小売業者によって回収されたものを市町村の処理に戻すことは、制度構築の趣旨そのものを否定するものであることから、そのような扱いを認めることはできない。」としている。

つまり現段階では、(ア)4品目の廃家電については、家電リサイクル法の枠組みではなく、廃棄物処理法における市町村の処理も可能であること。(イ)但し一旦小売業者が回収した廃家電(4品目)は、市町村による処理はできない、という見解である。

これを受けて名瀬市では、廃家電4品目を廃棄物処理法の枠組みにおける一般廃棄物として扱い、名瀬市の「リサイクル拠点施設」で処理し、収集運搬及びリサイクル料金に代わるものとして収集処理のための手数料を徴収することとする方向で大島地区衛生組合(1市2町3村)など関係者と協議を進めている。

目下の課題としては、①「リサイクル拠点施設」におけるリサイクル率クリアのための施設整備や再利用部品等の回収工程における民間事業者への委託料及び施設のランニングコストなどから割り出される処理費用が、現在の収集運搬及びリサイクル料金と比較して低額に設定できるか、②小売業者に持ち込ま

れた廃家電の取り扱いをどうするか、③廃家電が確実にリサイクルされたことを消費者等が確認できるシステムを作れるか、などがある。

②については、小売業者が消費者に、家電メーカールートでリサイクルを委託する方法と「リサイクル拠点施設」ルートでリサイクルを委託する方法があることを説明し、消費者の選択に委ねることとし、消費者が家電リサイクル法に基づき家電メーカールートでリサイクルを委託する方法を選択した場合は、小売業者が消費者から廃家電品の引き取りを求められているので、当該廃家電を引き取り家電メーカーに引き渡す義務が生じることになる。(家電リサイクル法第9条、第10条)

一方消費者が廃棄物処理法に基づき、「リサイクル拠点施設」ルートでの処理を選択した場合には家電リサイクル法の引き取り義務は生じないし、家電メーカーへの引き渡し義務も生じないので、法第9条、第10条の引き取り・引き渡し義務違反には当たらない。

但し、以上のような2ルートの存在は消費者にとってわかりにくく、一本化されるべきである。

③について、家電リサイクル法によるシステムでは、家電リサイクル券による確認が可能であり、廃棄物処理法により産業廃棄物をリサイクルする場合にはマニフェストによる確認が可能である。法律上の規定はないが、廃棄物処理法に基づき消費者が排出する廃家電(一般廃棄物)についても、家電リサイクル券に代わる確認方法の設定が望ましい。

以上が奄美大島における取り組みの現状であり、大島地区衛生組合では、早ければ平成16年10月、遅くとも平成17年1月からの運用を目指し、「手数料徴収条例(案)」の作成など調整を行っている。

一方屋久島の屋久町では、木材チップ運搬

船を利用した取り組みが行われている。

発端は廃家電ではなくて、廃自動車をどう処理するかということであった。

廃自動車の運搬手段として白羽の矢が立ったのが、木材チップ運搬船。屋久町において木材チップは貴重な移出品であるが、木材の取り扱い量の減少に伴い、チップの生産量も長期低落傾向にある。

屋久町では木材チップを安房港から鹿児島港まで輸送する大東海運の貨物船に空きスペースがあることに着目し、大東海運と交渉。同社の社長が屋久町出身であったことも幸いして、廃自動車を一台当たり8千円という低

コストで搬送できることになった。

屋久町では「放置自動車の防止及び適正な処理に関する条例」の施行（平成12年4月1日）とも相まって、放置自動車数も減少傾向にある。

廃家電についても、法施行の平成13年4月から木材チップ運搬船の活用による処理システムを採用。安房港にあるチップセンターの中に廃家電の受付事務所を設置した。

これにより運搬費用を低価に押さえ、その1/2を町が補助することにより、所有者がチップセンターへ直接持ち込んだ場合の負担は次のとおりになっている。

第3表 屋久島における家電4品目に係る運搬費用

(単位 円)

区 分	運賃①	補助金②	受付手数料③	運搬費所有者負担金①-②+③
テ レ ビ	2,204	1,102	200	1,302
冷 蔵 庫	3,570	1,785	200	1,985
洗 濯 機	3,570	1,785	200	1,985
エ ア コ ン	2,940	1,470	200	1,670

(注) 屋久町環境政策課資料

(注) 家電小売店を経由する場合には、上表の所有者負担金に500円の手数料が上乘せされる。

家電製品（4品目）の不法投棄は、統計を取り始めた平成14年度が43件であったが、15年度は8件に止まっている。

なお平成16年度からは、町財政の逼迫により急きょ補助金が廃止されることになったが、町としては、3年間で軌道に乗ったと判断しており、特段方策を講じる考えはない（環境政策課）とのことである。

ところで、屋久町では、環境政策推進のために住民との協働を重視しており、環境審議会と環境美化推進員を車の両輪として位置づけている。

環境審議会は住民代表11名で構成されており、理念より実践的な取り組みについて審議する場になっている。

また平成9年度から環境美化推進員を集落

ごとに2～3名、区長の推薦に基づき町長が委嘱しているが、環境政策の住民への啓発やゴミ分別の指導、不法投棄の監視などを主に担当している。

廃家電の回収が概ね順調に推移している背景として、町環境政策課は環境審議会と環境美化推進員の果たしている役割も大きいとしている。

以上が奄美大島と屋久町の取り組みであるが、このほか、甑島においては、収集業務を行う小売業者がないため、市町村が窓口になり、里村・上甑村では甑島衛生管理組合（一部事務組合）が設置したストックヤードを活用して回収が行われている。

収集運搬費用は、ストックヤードまで持ち

込む場合には2,700～2,800円、職員が回収する場合にはプラス2,000円（4,700円～4,800円）の料金設定をしている。

また鹿島村及び下甑村は、搬送を業者委託しており、住民がストックヤードまで持ち込む場合が2,400円、村職員が回収する場合にはプラス200円（2,600円）の設定になっている。

また、与論町では町内の小売店など12店で構成する与論町家電リサイクル推進協議会が複数の運送事業者からコンテナ輸送の見積書を提出してもらい、低額を提示した事業者と契約しているが、事業者も通常の貨物の単価に基づいた料金設定を行っており、各社から提示された金額には殆ど差がない。コンテナを一杯にするだけの安定的な数量を確保できないのも単価を下げられない一因であるという。

与論町家電リサイクル推進協議会の事務局を務める与論町役場の町民生活課によると、町のリサイクルセンターの一角にストックヤードを整備して、町内の廃家電を全て集め、まとめて出すようにできれば、コンテナも効率的に利用できることから、運搬費はある程度下げられるとのことである。但し、ストックヤードにどの店がどれだけの廃家電を持ち込んだか正確に把握され、経費を店ごとに配分できるようなくみをつくることが課題であり、今後家電リサイクル推進協議会での検討が欠かせない。

与論町のほか、沖永良部島2町、徳之島3町もそれぞれ同じ方法で島ごとに運送事業者と契約をしている。

家電リサイクル法は附則第3条で、「施行後5年経過した場合（平成18年4月）において、法律の施行の状況に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされている。

鹿児島県町村会などからの制度見直しの要

望に対して、所管の環境省や経済産業省は、この時点（平成18年4月）で検討するとの回答であり、今のところそれ以前に抜本的な法改正などを行う動きはない。

近々施行される自動車リサイクル法では、購入時にリサイクル費用を納入する方式が採用され、離島地域の市町村が自ら、廃自動車の共同搬出を行ったり、関連事業者に委託して搬出を行うなどの一定の措置を講じた場合に、当該費用の一部（8割程度）を助成されることになるなど、地域による格差是正のための措置が講じられる見込みである。

家電リサイクル法も基本的にはこのような地域差の発生しない仕組みに改めるべきであると考えられるが、現在の枠組みの中では、地域ごとの取り組みが欠かせない。

これまで見てきた先進事例も踏まえて、敢えて今後の課題としてキーワードを挙げたい。

一つには「広域化」である。効率化を図り単価を下げするためには、スケールメリットの追求が欠かせない。

名瀬市は奄美大島における他の市町村との連携のもとに、廃家電の島内での処理による経費節減を目指している。規模の小さな町村などでは、一般廃棄物については一部事務組合による広域的処理を行っても、廃家電については、まだ町村単位で行っている所が多いが、広域化を図るメリットは大きいと思われる。

徳之島は、法施行時から収集運搬費用は3町で統一料金にしてきたが、割高との指摘があった。そのような中、新たな取り組みとして、平成16年3月に鹿児島県電機商業組合徳之島支部が海上輸送費について見積もり入札を実施した。その結果大幅な引き下げが実現し、また収集費用についても商業組合の協議の結果一律千円引き下げで合意した。

3町全体での広域的な取り組みで実現したものであるが、今後、沖永良部島や与論島も含めた三島連携による収集運搬システムの構

築や運送業者との料金交渉なども検討されてもよい。

二つ目には「業際化」である。廃家電もそのかなりの部分は有価物であることから、処理のプロセスになるべく民間活力を導入しようとしているのが名瀬市の試みである。

また、他の物流ルートに廃家電を乗っけて経費を節減しているのが電機商業組合名瀬支部と屋久町の取り組みである。これらの事例のように行政的な枠組みの中での処理に拘らず、視野を広げて対策を模索することも望まれる。

三つ目には「住民とのパートナーシップ」である。一部の自治体では廃家電の収集運搬費用について補助が行われているが、屋久町など最近の財政難で見直しを迫られている自治体もある。あらためて自治体と住民の適切な役割分担について検討されるべき時期にきていると言えよう。

また、離島市町村の担当者によると、家電リサイクル法施行以降、不法投棄には至らないまでも自宅に廃家電を置いたままの状態、いわゆる「軒下保管」が増えているとのことである。不法投棄予備軍などとは考えたくないが、家電リサイクル法施行後3年経過しようとする現在も難しい状況であることには変わらない。

廃家電のみならず廃棄物全般について、不法投棄の防止・監視はともかく、適正な排出と処理が定着するためには住民の理解と協力に負うところが大きい。その意味でも一層の情報提供・共有が求められる。